

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 6 日現在

機関番号：37111

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K17104

研究課題名(和文)近代中国の品質マネジメントシステムと制度設計に関する実証研究

研究課題名(英文) Empirical studies on quality checking system and institution design in modern China

研究代表者

瀬戸林 政孝 (Setobayashi, Masataka)

福岡大学・経済学部・准教授

研究者番号：10383952

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究のテーマは近代中国の品質マネジメントシステムと制度設計に関する実証研究である。本研究では、19世紀から20世紀初頭の近代中国市場における品質をチェックする仕組みの制度化について検討した。19世紀末に中国市場では中国商人と外国商人との間の輸出品取引において商品の品質を粗悪化する品質問題が発生した。そこで、その品質問題が発生した要因、品質問題が解決した要因について分析した。特に、商品取引におけるフォーマルな制度とインフォーマルな制度との関係に注目した。本研究の分析を通じて、近代中国の品質をチェックする仕組みの制度化を実証的に示し、近代中国の経済成長の制度的要因を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：My research subject is Empirical studies on quality checking system and institution design in modern China. I examined the process of the institutionalization of the quality checking system in China from nineteenth century to the beginning of the twentieth century. Quality problems, especially, adulterations occurred in the transaction between Chinese merchants and foreign merchants in the end of the nineteenth century. Focusing on the relationship between the formal institution and the informal institution, I considered the reasons behind the emergence of quality problems and the reason behind the resolution of the quality problems. Through my analysis, I showed the process of the institutionalization of the quality checking system in modern China and one of the processes for economic growth.

研究分野：アジア経済史

キーワード：近代中国 粗製乱造 品質 市場 フォーマルな制度 インフォーマルな制度

1. 研究開始当初の背景

市場では、様々な不正行為が発生する。特に、現在、世界市場で大きな問題となっているのが中国製品の品質問題であろう。近年の日本市場でも産地偽装問題や食料偽造問題等、様々な取引上の不正行為が頻繁に発生している。

新興国である中国はともかく、先進国とされる日本では法律等によってフォーマルな制度が導入され、市場には様々なルールがある。それにもかかわらず、何故このような問題は発生し、解決することが困難なのであろうか。以上の点を問題関心として、本研究では、近代中国における品質マネジメントシステムと制度設計について考察した。

2. 研究の目的

近年、経済学では市場、制度、経済発展の関係についての実証研究が進んでいる。理論経済学の分野では、市場がうまく機能することによって経済発展が進捗し、また、生活水準の向上が見られるが、市場がうまく機能するためには、市場がうまく機能するように法律などのフォーマルなルールや慣習などのインフォーマルなルールによって市場が設計されなければならないことが指摘されている。また、制度の違いが長期的な経済発展のレベルに大きな影響を与えることはよく知られるようになった。さらに、制度は法律等による枠組みだけでなく、文化、慣習、規約、宗教等によるインフォーマルな枠組みによって形成される。

こうした二つの枠組みによって、制度が設計されることで市場がうまく機能するのである。市場がうまく機能するとは、取引が円滑に進むことに役立つような取引の方法や仕組みが作られ、様々な取引費用が抑制されている状態を指す。本研究では、不正を増大させる一つの要因である情報の偏在が解消することを市場がうまく機能する基準として用いている。また、不正が発生することを市場が上手く機能しなくなること及び不正が解消することを市場が上手く機能することと捉えている。

以上のような経済学で指摘されている点は、近代中国経済史研究でも近年重視されるようになってきている。20世紀初頭までフォーマルな制度ではなくインフォーマルな制度が市場秩序を支え、市場におけるルールは商人組合の規約等の慣習法によって形成されてきた。先行研究によると、明清期以来、中国で形成された商人組合は政府と関係なく独自に発達し、自ら組織や規約を形成し、商業活動を続けていたことが指摘されている。こうした商人組合の存在が取引コストを抑制し、規約等によって不正取引の発生を予防していたのである。

そのため、20世紀初頭に中国には西洋式の法体系が導入されたが、慣習法と衝突したためにうまくいかなかったことは当然のこと

であった。しかし、1920年代末以降、中国でも法体系の整備が進められ、フォーマルな制度が体系的に導入され、中国の経済発展を支えるようになっていた。

しかし、フォーマルな制度が中国社会に導入されてとしても必ずしも市場がフォーマルな制度だけで機能していたわけではなかったと思われる。つまり、先行研究は、従来市場を支えていた組合等のフォーマルなルールを軽視しているのである。

そこで、本研究ではフォーマルな制度だけでなくインフォーマルな制度の存在及び役割にも注目して近代中国に形成された品質マネジメントシステムについて明らかにしたい。

3. 研究の方法

研究の目的を遂行するために、研究の分析方法として以下の4つの視点を設定した。

第1に、先行研究を用いて、明清期における取引上のフォーマルな制度とインフォーマルな制度について検討し、中国市場において品質がどのように認識されていたのかを指摘した。先行研究では明清期の取引制度において、インフォーマルな制度が円滑な取引を行うための制度として重要な役割を果たしたことが指摘されてきた。一方で、明清期の取引制度をめぐる議論において、近年ではフォーマルな制度が果たした役割がクローズアップされるようになってきている。しかし、各先行研究の多くもまた指摘しているように、フォーマルな制度の効果は地域によって異なるし、商品によっても異なっていた。このように明清期の取引制度の議論が展開している中で、市場で取引される商品の品質がどのように担保され、また、フォーマルな制度とインフォーマルな制度の中で商品の品質がどのように認識されてきたのかを検討した。

第2に、1920年代の終わりにフォーマルな制度の下で導入された品質検査機関の限界及び欠点を抽出する。中国では、20世紀に入ると、輸出品の品質を担保するフォーマルな制度とインフォーマルな制度が導入されていた。特に、政府は品質問題に関して強い関心を持つこともあった。しかしながら、それらは、1920年代後半まで品質問題を解決することができなかった。一方で、先行研究では1929年に導入された品質検査システムは比較的うまく品質問題に対応したとされる。しかし、この品質検査システムにも限界や欠点があったと思われ、この点について、上海档案馆に所蔵される档案史料を用いて明らかにする。

第3に、その限界等を克服するために、市場参加者がどのように対応したのか、特に、インフォーマルな制度によってどのように対応したのかを検討する。1929年に導入されたフォーマルな制度としての品質検査システムは輸出品全てに対する検査制度であっ

た。一方で、市場参加者は商品毎に対応したことを指摘したい。また、市場参加者が積極的に品質問題に対応した要因についても言及する。

第4に、このインフォーマルな制度がフォーマルな制度とどのような関係にあったのかを検討し、近代中国における制度設計の特徴について検討する。市場参加者による個別の対応がフォーマルな制度のどの部分を補完し、フォーマルな制度とどのような関係にあったのかを明らかにする。また、このような両者の関係が形成された要因について指摘する。

以上の点を検討することによって、中国市場における品質に関する制度設計を実証的に明らかにし、近代中国の経済発展の制度的要因の一端を示す。

4. 研究成果

本研究の成果に関して、作成した論文の要約を記したい。

本稿では、19世紀から20世紀初頭の中国における品質検査システムの制度化の過程を検討した。

19世紀中葉までの中国では全国市場が形成され、フォーマルな制度とインフォーマルな制度によって取引が円滑に行われていたとされる。しかし、フォーマルな制度には限界があり、取引の多くの部分は中間組織等のインフォーマルな制度に依存していた。こうした中、商品の品質を担保するために商人の行動を監視するための規制が同業組合の規約によって課せられていた。しかし、商品の品質は規約等に言及されているものの、品質の担保に関する条項は必ずしも全ての商人団体に共有されたものではなかった。

20世紀初頭以降、法体系等の制度が続々と導入されていたものの、輸出商品等の中国製産品の品質問題と品質検査に対して、1920年代末から1930年代に品質を担保するためのフォーマルな制度が導入されるまで中央政府は十分な関心を払ってこなかった。

品質問題や品質検査が中国市場において等閑視されていたわけでは決してなく、19世紀末以降中国市場において品質問題への対応や品質検査の導入は継続的に指摘され、実際いくつかの公的機関による個別の対応は見られた。一方、インフォーマルな制度においても個別の対応が見られ、うまくいったケースもあった。

しかし、この間、品質を担保する制度は十分機能しなかったといえる。その理由は制度の目的がはっきりしていなかったことにある。そもそも制度は何かしらの新しい状況を構築するために導入されるものである。しかし、1920年代中葉までの品質に関する制度はどれも外国商人の要求に対する対応であり、品質の向上の結果、何を生み出すのかが考慮されていなかった。また、輸出品の多くは、売り手市場であり、わざわざコストをかけて

品質を向上させなくても輸出することが可能であり、中央政府や中国商人、生産者にとって品質向上による恩恵はほとんどなかった。

一方、商品検査局というフォーマルな制度の導入は、1910年代までの検査制度と同様に水際の検査制度であったにもかかわらず、輸出品の品質向上に大きく貢献した。その要因は、このフォーマルな制度を補完する新たな制度が導入されていたことにある。産地から輸出港までの間に政府や民間による対応によって検査制度が導入されていたのである。このことは、フォーマルな制度だけで品質の向上が達成されたわけではないことを示している。つまり、1930年代においてもなおインフォーマル制度が中国市場において重要な役割を果たしていたのである。

そして、こうした制度の構築は品質の向上による輸出の拡大を目的としていた。その背景には1930年代初頭における中央政府や中国商人、生産者による品質に対する意識の高まりがあった。産地から開港場までの品質に対する意識の高まりは、世界大恐慌のインパクトによるものであった。世界大恐慌というインパクトを受けることによって、開港場における水際の検査に加えて、産地において品質の向上による輸出の拡大を目指す機運が高まると同時に品質に対する意識が高まり、産地から開港場までの流過程において検査が広まった。つまり、大恐慌の影響によって、フォーマルな制度とインフォーマルな制度を組み合わせた品質検査システムを中国社会の中に組み込むことに成功したのである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 0 件)

〔学会発表〕(計 2 件)

瀬戸林政孝、近代中国の商品取引における品質問題と品質検査システム、社会経済史学会九州部会4月例会、2018年4月28日、九州大学(福岡県福岡市)

瀬戸林政孝、近代中国の商品取引における品質問題と品質検査、東洋史学研究会、2017年11月18日、福岡大学(福岡県福岡市)

〔図書〕(計 1 件)

Masataka Setobayashi, "Market Approaches to Dealing with Cotton Adulteration in Early Twentieth-Century China," in Kazuko Furuta and Linda Grove eds., *Imitation, Counterfeiting and the Quality of Goods in Modern Asian History*, Springer, August 2017.

〔産業財産権〕

出願状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

瀬戸林 政孝 (Setobayashi Masataka)

福岡大学 経済学部 准教授

研究者番号：10383952

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()